

静岡海区漁業調整委員会指示第4-3号

静岡海区において、静岡県漁業調整規則第43条第1項第6号の規定（さお釣又は手釣（から釣を除く。））により水産動物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和4年5月20日

静岡海区漁業調整委員会 会長 鈴木 精

1 漁具・漁法の制限

- (1) 遊漁者等が船舶によりまき餌を使用して行う場合は、1仕掛けにつき、まき餌かご1個を付したものに限る。
- (2) 前号に掲げるまき餌かごの大きさは、直径5センチメートル以下、長さ15センチメートル以下のものに限る。

2 指示の有効期間

令和4年6月1日から令和6年5月31日まで